

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和7年7月16日

山口県知事 村岡嗣政

1 業務概要

(1) 業務の名称

令和7年度働き方改革優良企業魅力情報発信業務

(2) 業務内容

働きやすい職場環境づくりや多様な人材の活用に積極的に取り組んでいる企業の魅力を広く情報発信をすることで、県内企業への取組波及や、若者等の人材確保・定着を図る。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という）、または、次の(1)から(2)までの要件をすべて満たす者により構成される共同企業体で、共同企業体の代表企業が次の(3)を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) この公募の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。

(3) 山口県内に事業所を有すること。

3 応募要領等の配布

令和7年7月16日（水）から令和7年8月8日（金）まで、労働政策課のホームページに掲載するので、ダウンロードしてください。

4 提案書の提出方法、提出先及び受領期限

(1) 提出方法

持参、又は郵送すること。

(2) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県産業労働部労働政策課

(3) 受領期限

令和7年8月8日(金) 午後3時必着

5 審査

審査は、審査基準に基づき、令和7年度働き方改革優良企業魅力情報発信業務審査委員会により、令和7年8月末までに実施する。

6 その他

- (1) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (2) 提出された提案書は返却しない。また提出された提案書の訂正、差し替えは、認めない。
- (3) 詳細については、山口県産業労働部 労働政策課 働き方改革推進班（電話：083-933-3221）に問い合わせること。

以上